

(3) 総合評価の評価項目及び技術評価点を算出するための評価基準
技術提案の評価項目、評価の着目点並びに評価の配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	主任担当技術者	建築技術者	5.0
		小計 5.0			
技術力	平成 27 年 4 月 1 日以降の同種業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 ◆ 管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◆ 主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	建築技術者	7.0 6.0
		小計 13.0			
	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務の実績	次の内容で評価する。 ①実績の有無 ②業務の成績	管理技術者	建築技術者	4.5 3.5
		小計 8.0			
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに契約履行が完了した国土交通省等営繕部等発注業務の優良業務等表彰の経験等	次の内容で評価する。 (1) 表彰の有無 表彰の有無を次の順で評価する。 ①関東地方整備局の表彰等 ①国土交通大臣賞(※1) ①国土交通大臣賞、優秀賞(※2) ①局長賞(※3) ②その他の地方整備局等の表彰等 ②国土交通省大臣奨励賞(※1) ③若手・女性技術者奨励賞 ※1 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の表彰」 ※2 「インフラDX大賞の表彰」 ※3 「関東インフラDX大賞の表彰」	管理技術者	建築技術者	1.0 1.0

		(2) 表彰の立場 表彰の立場を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場			
小計					2.0
C P D 取得単位	C P D 単位取得の状況を評価する。		管理技術者	3.5	
			主任担当 技術者	建築	3.5
小計					7.0
業務の実施方針等 (評価にあたっては 技術提案書の内容に より総合的に評価を 行う。)	業務の理 解度	業務内容、業務背景及び手続の理解が高い場合に優 位に評価する。	8.0		
	業務の実 施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴及び特に重視 する設計上の配慮事項について評価する。	12.0		
小計					20.0
賃上げ の実施 に関する評価	大企業 ※ 2	◇事業年度単位により賃上げを表明した場合 本業務の契約予定の会計年度(令和 7 年度)の 4 月以降に 開始する事業者の事業年度において、対前年度比で給与等 受給者一人当たりの平均受給額を 3 %以上増加させる旨、 従業員に表明している場合。 ◇暦年単位により賃上げを表明した場合 本業務の契約予定の暦年(令和 7 年)において、対前年比 で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 %以上増加さ せる旨、従業員に表明している場合。	3.0		
	中小企業等 ※ 2	◇事業年度単位により賃上げを表明した場合 本業務の契約予定の会計年度(令和 7 年度)の 4 月以降に 開始する事業者の事業年度において、対前年度比で給与総 額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場 合。 ◇暦年単位により賃上げを表明した場合 本業務の契約予定の暦年(令和 7 年)において、対前年比 で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明して いる場合。	3.0		
賃上げ基準に達して いない場合等(減 点)	公告日から過去 1 年以内に財務省主計局から減点 措置の通知を受けている場合		-4.0		
	受けてない場合		0		
ワーク・ライフ・バ ランス等の推進に 関する指標につい	次に掲げるいずれかの認定を受けている状況を評価する。 (1)女性活躍推進法に基づく認定等※ 3 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等		0.5		

ての適合状況	<p>(2) 次世代法に基づく認定※4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん、くるみん（令和4年 4月1日以降の基準）認定企業 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）認定企業 ・トライくるみん、くるみん（平成29年 3月31日までの基準）認定企業 <p>(3) 若者雇用促進法に基づく認定※5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 	
合計 58.5		

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>）に掲載している。

※1 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は別添4「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。

※2 「中小企業等」とは、法人税法第66第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。）

※4 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※5 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

様式-2

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	12,480,000	(消費税抜き)
調査基準価格	9,560,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

1. 件名 R7北首都国道事務所建築改修その他設計業務

2. 所属事務所 北首都国道事務所

3. 入札日時 令和7年12月22日 10:00~

業者名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定管理技術者 の経験及び 能力	予定技術者 の成績及び表彰	實上げの実施 に関する評価	WLB等推進企業 の評価	実施方針			入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
評価のウェート	18.4	17.4	3.0	0.5	20.5		60.0000	一	60.0000	120.0000		
佐々木設計(株)	15.3	4.9	0.0	0.0	13.9	1.00	34.2564	11,750,000	3.5096	37.7660		落札
(株)YSアーキテクツ	7.1	3.6	0.0	0.0	13.4			辞退				
(株)三輝設計事務所	18.4	0.0	0.0	0.0	11.4			16,640,000	予定価超過			
(株)荒木総合計画事務所	7.1	4.5	3.0	0.0	13.9			18,800,000	予定価超過			

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

開札後に履行確実性に関する審査を実施した結果、令和7年12月25日付けで落札決定した。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。